平成２４年（フ）第３３号
三重県津市河芸町南黒田405番地
債務者　堀　　靖彦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３号
滋賀県長浜市八幡東町260番地
債務者　疊谷　捷昭
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
佐賀県西松浦郡有田町原明甲1991番地
債務者　石橋　弘泰
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長戸　和光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７１９号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目９番10号
村本コーポ101号
債務者　八百　哲男
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪瀬健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４２号
埼玉県所沢市大字牛沼164番地の１
債務者　澤　　典成
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０５号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目22番19号
債務者　中野　哲宏
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９３号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢1552番地
債務者　依田　　進（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　義彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９０号
新潟市西区寺尾西５丁目２番３号
債務者　石月マリアジュビこと　イシヅキマリアジュビミゲル
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
仙台市若林区上飯田１丁目３番27号　憩の園
債務者　武田　苣子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２号
函館市中島町14番３号
債務者　佐渡　博行
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８３号
函館市中道２丁目27番19号
債務者　秋田　祐司
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２号
函館市東雲町２番１―903号
債務者　工藤　妙子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
函館市昭和１丁目21番20号
債務者　松原とも子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５８号
群馬県太田市新田早川町478　日野自動車株式会社澤藤寮Ｃ202、住民票上の住所秋田県秋田市土崎港東４丁目４番29号
債務者　鈴木　正路
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９５号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原3407番地の２
債務者　上津　公則
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
岐阜県養老郡養老町三神町796番地
債務者　岩永　ゆみ
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
和歌山県日高郡みなべ町埴田18番地
債務者　喫茶はづきこと　宮本　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部